

公共下水道に接続された方へ ～下水道使用料の算定について～

下水道使用料は、上水道の使用水量をもとに算定しています。

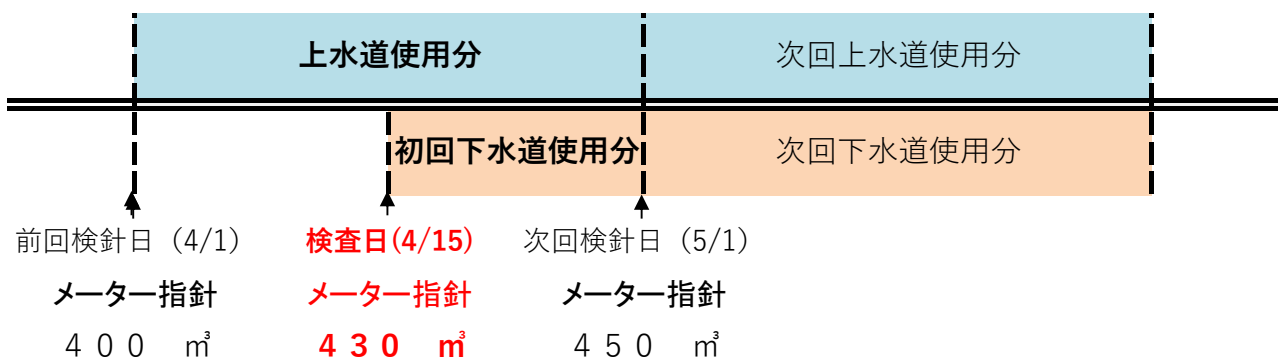
この上水道の使用水量は、広域水道企業団が2ヶ月に1度行う「水道メーター検針」時の指針数値により計算しています。

下水道へ接続して初めての下水道使用水量については、上水道の検針期間とズレが生じることになりますので、下水道の排水設備の完成検査時に、下水道使用開始時点の水道メーター指針を読み取って記録することで、初回の下水道使用水量を算出しています。

あくまで、上水道料金と下水道使用料は別もので、それぞれの料金(使用料)を算出したものを併せて、請求させていただくことになります。

なお、下水道使用料は広域水道企業団に徴収事務を委託しています。

例



◆ 初回使用分の上水道及び下水道使用水量 (計算例)

- ・上水道使用水量: $450\text{m}^3(5/1\text{メーター指針}) - 400\text{m}^3(4/1\text{メーター指針}) = 50\text{m}^3$
- ・下水道使用水量: $450\text{m}^3(5/1\text{メーター指針}) - 430\text{m}^3(4/15\text{メーター指針}) = 20\text{m}^3$

下水道使用料は、水道料金と併せて請求されます。
初回のみ、下水道使用料は、検査日から次回検針日までの水道使用水量に基づいて算定します。次回以降は、検針期間に使用した水道使用水量に基づいて算定します。

※検針は2カ月ごとに行います。大内地区は奇数月、白鳥・引田地区は偶数月に検針します。

※使用料に関するお問い合わせは、香川県広域水道企業団東讃ブロック統括センターのお客センター(TEL 0879-23-7071)までお願いします。